



## 請負契約形態のダンサーの海外公演に係る課税関係

### 第286回

植原さん：みらい先生、こんにちは。実は、当社のエンターテインメント部門が海外から高い評価をいただき、来月から試験的に海外公演をすることになりました。

みらい：すごいですね。具体的にどのような公演をされるのでしょうか。

植原さん：いわゆるダンスですね。もともと当社とダンサー（個人事業主）の間では「1ステージにつき出演料 円」という契約を結んでいるのですが、今後は、日本国内公演に加えて、海外での公演に対する「出演料」を支払うこととなります。それにあって何か気を付けるべきポイントはありますか。

みらい：わかりました。幾つか質問をさせていただきます。ダンサーの皆さまは、日本国内に住所をお持ちの方でしょうか。また、どのくらいの頻度で今後海外公演をされる予定でしょうか。

植原さん：皆、日本国内に住所を持っています。確定ではありませんが、直近1年間で多くて10回程度の海外公演を実施する予定です。滞在日数で計算すると延べ1カ月程度だと見込んでいます。

みらい：海外公演の主催者から直接、ダンサーの方に支払われる「出演料」はありますか。

植原さん：ダンサーとは専属契約を結んでおり、外部との直接契約は禁止されていますので、出演料が直接ダンサーに支払われることはありません。

みらい：承知しました。結論から申し上げますと、ダンサーの方の手続きが大きく変わることはないでしょう。日本の所得税法の考え方として、まず納税者を居住者と非居住者に分けます。居住者に該当する場合、日本国内はもちろん国外において稼得した所得も課税対象となります。お話によると、ダンサーの皆さまは生活の拠点が日本にあり、居住者に該当します。従いまして、貴社から支払われる出演料は、その源泉が日本国内であろうと国外であろうと、ダンサー個人の確定申告上はすべて事業所得として日本の所得税が課されることとなります。なお、海外公演の主催者とダンサーとの直接契約がないことを前提に考えると、ダンサー自身の申告手続きにおいて、現地での源泉徴収が

影響を与えることはないと考えられます。

植原さん：安心しました。そのほか何か気を付けるポイントはありますか。

みらい：消費税の国内国外判定については注意が必要です。消費税法上「役務の提供を行った場所」が日本国内以外の場合、消費税は課されないこととなります。海外公演に対する出演料は、ダンサーにとっては、国外取引です。貴社から支払われる出演料は、課税対象外取引に該当し、消費税が課されません。法人側はもとより、ダンサー側（消費税の納税義務者に限る）は確定申告の際、日本国内公演に係る出演料なのか、海外公演に係る出演料なのかを明確に区分する必要がありますね。

植原さん：なるほど。消費税を納めているダンサーについては、一部注意が必要ということですね。エンターテインメント業界においては、このご時世コンプライアンス順守が非常に重要になってきました。ダンサーたちには、滞りなく税務申告を行ってほしいと考えているのですが、実務上、何か当社としてダンサーたちの申告をサポートしてあげられることはありますか。

みらい：毎年お渡しされている支払調書の適用欄に、国内取引・海外取引を区分して記載してあげるとミスは減らせるかと思えます。

植原さん：なるほど。非常に参考になりました。ありがとうございます。

みらい：また何かありましたらいつでもご相談ください。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内10拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ハノイ・ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/